



平成30年度 防災教室講習会

平成30年8月2日(木)
くまもと森都心プラザ



**1 水防法の改正に伴う、学校の
対応等について**

**2 土砂災害防止法の改正に伴
う、学校の対応等について**



1 水防法の改正に伴う、学校の 対応等について

平成30年7月豪雨(西日本豪雨)

人的・建物被害

人的被害 (人)					住宅被害 (棟)					非住宅被害 (棟)	
死者	行方不明者	負傷者			全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他
		重傷	軽傷	程度不明							
210	19	48	180	3	361	247	861	9,909	16,984	6	40

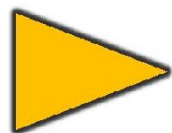
7月16日6時45分現在の[総務省消防庁](#)による被害状況の集計

○死者7割が60歳以上 自力避難、スマホ情報把握難しく逃げ遅れも

60歳以上が約7割を占めることが15日、分かった。高齢者の死亡が目立ち、自力避難が困難だったり、自治体の情報が十分伝わらなかったりして逃げ遅れた可能性がある。10歳未満の子ども6人も亡くなっており、「災害弱者」への対応が問われそうだ。(産経ニュースより)

背景・必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で頻発・激甚化する豪雨に対応するため、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。



**「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、
同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。**

【平成27年9月 関東・東北豪雨】



【平成28年8月 台風10号】



要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化

- 洪水及び土砂災害のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施を義務化し、利用者の確実な避難確保を図ることとする。
- 当該計画を作成しない場合には市町村長が作成の指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表することができる。

	避難確保計画の策定	計画に基づく避難訓練の実施
現行水防法	努力義務	努力義務
改正後	義務	義務

※ 土砂災害防止法では義務を新設

担保措置を創設

- ・計画を作成しない施設管理者等に対して市町村長が必要な指示を行う。
- ・指示に従わないときはその旨を公表。

○国も以下の取組により計画作成等を支援予定。

- ・簡易な入力フォームを通じて避難確保計画を作成できるようにする等の「手引き」の充実
- ・地方公共団体が計画内容を確実にチェックできるよう、関係機関と連携して点検用マニュアルを作成
- ・モデルとなる地区において、関係機関と施設管理者が連携して避難確保計画を作成し、そこで得られた知見を共有
- ・計画作成や訓練に係る費用の補助等を市町村が行う場合、その費用を防災・安全交付金で支援



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

水防法における要配慮者利用施設の避難確保対策

国交省、都道府県等

(水防法第14条等)

河川が氾濫した場合等に浸水が想定される区域を
洪水浸水想定区域等として指定

市町村

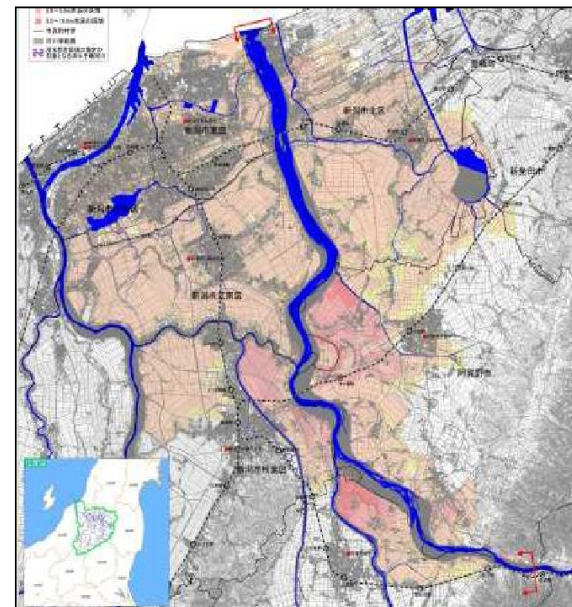
(水防法第15条)

地域防災計画に、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある浸水想定区域内の要配慮者利用施設※を記載するとともに当該施設への洪水予報等の伝達方法を記載

要配慮者利用施設の管理者等

(水防法第15条の3)

避難確保計画の作成、訓練の実施(義務)
自衛水防組織の設置(努力義務)



洪水浸水想定区域

※要配慮者利用施設：社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

要配慮者利用施設とは

○水防法における要配慮者利用施設

⇒社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

○施設の例

〔社会福祉施設〕

- ・老人福祉関係施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子健康包括支援センター 等

〔学校〕

- ・幼稚園
- ・小学校
- ・中学校
- ・義務教育学校
- ・高等学校
- ・中等教育学校
- ・特別支援学校
- ・高等専門学校
- ・専修学校 等

〔医療施設〕

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

適切な避難確保計画の作成に向けて

○市町村担当部局が行うこと

- 浸水想定区域内にあり利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要な要配慮者利用施設を適切に指定すること
- 指定された施設については、地域防災計画の改定にあわせ、当該施設への洪水予報等の伝達方法及び指定の必要性を定期的に確認すること
- なお、浸水想定区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜適切に施設の指定の見直しを検討することに留意
- 要配慮者利用施設への洪水予報等の情報伝達訓練を実施することが望ましいこと

要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成の手引き

[水防法施行規則第16条]

- ①要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
- ②要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- ③要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- ④要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ⑤自衛水防組織の業務に関する事項

避難確保計画作成の手引き：
水防法に基づく計画を作成する際の留意事項と記載例を提示

1. 計画の構成

2. 計画の目的

3. 計画の適用範囲

4. 防災体制・・・①

洪水時等の際の活動内容、活動体制の区分、体制確立の基準、対応要員

5. 情報収集及び伝達・・・①

収集する主な情報と収集方法、伝達方法及び伝達内容

6. 避難の誘導・・・②

避難場所、避難経路、避難誘導方法

7. 施設の整備・・・③

洪水等に係る情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資器材等の状況

8. 防災教育及び訓練・・・④

従業員を対象とした防災教育及び訓練の実施時期、内容

9. 自衛水防組織の業務・・・⑤

自衛水防組織の業務内容、構成員に対する教育・訓練の実施時期、内容

要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る

避難確保計画作成の手引き

（洪水・内水・高潮編）

平成 29 年 1 月

国土交通省水管理・国土保全局

河川環境課水防企画室

この手引きは、水防法（昭和 24 年法律第 103 号）に基づき作成する、洪水・内水・高潮時（以下「洪水時等」という。）における避難確保計画について、記載例と留意事項等を示したものである。

市町村地防防災計画に定める各施設ではこれを参考に、施設の種別や立地条件等の実態に即した計画を作成することが望ましい。

なお、本手引きは、洪水・内水・高潮を対象としているが、津波防災地域づくりに関する法律に基づき作成する、津波を対象とした避難確保計画とも整合を図ることが望ましい。

また、本手引きは、新たに作成する避難確保計画を念頭に記載例等を示したものであるが、消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に「洪水時等の避難確保計画」の項目を追加することでも良い。

避難確保計画の作成にあたっては、市町村が作成する洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ、高潮ハザードマップ（以下「洪水ハザードマップ等」という。）で情報の伝達方法や避難場所、避難経路等を確認するとともに、不備な点については避難確保計画の報告先である市町村に確認されたい。

計画作成にあたっての基本的な事項を掲載。

既存の計画への追記による避難確保計画の作成

消防計画に追記する例 ..以下の6事項を追記する

1. 計画の目的に「洪水時の避難」を追記

消防計画の第1条(目的)に、**水防法第15条の3第1項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保**を加える。

(目的)

第〇条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、〇〇〇〇について必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害の予防及び火災、地震並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

一文を追記

また、水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 自衛水防組織の項目を追加(手引き P21~P23参照)

自衛消防組織の記載を参考に、**洪水予報等の情報収集、洪水予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教育及び訓練、その他水災の軽減のため必要な業務の任務**を記載。 ※なお、各施設の判断で自衛消防組織など既存の枠組みの活用も可

(自衛水防の組織と任務分担)

第〇条 〇〇〇〇の自衛水防組織として△△△を統括管理者とし、次の任務分担により自衛水防組織を別表〇のとおり指定する。

項目を追加

係別	任務内容
統括管理者	自衛水防隊の各係員に対し、指揮、命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。
情報伝達係	洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。
避難誘導係	避難誘導にあたる。未避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設定、操作にあたる。

3. 洪水時の防災体制の項目を追加(手引き P4~7参照)

「**洪水時の防災体制**」の項目を追加し、**洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員**を記載。

(洪水時の活動)

第〇条 洪水時には、次の防災体制をとる。

項目を追加

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	〇〇情報発表	情報収集、関係職員招集	情報伝達係
警戒体制	〇〇情報発表 〇〇地区避難準備・高齢者等避難開始発令	情報収集、資器材準備、要配慮者の避難誘導、..	情報伝達係、避難誘導係、..
非常体制	〇〇情報発表 〇〇地区に避難勧告又は指示(緊急)発令	施設全体の避難誘導、..	避難誘導係、..

4. 洪水時の避難誘導の項目を追加(手引き P17~19参照)

「**洪水時の避難誘導**」の項目を追加し、**避難場所、避難経路、避難誘導方法**を定める。 ※なお、震災時等の避難場所、避難経路が洪水時と同一の場合、これを引用することよい。

(洪水時の避難誘導)

第〇条 洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に従う。

項目を追加

- (1)避難場所・経路
・第〇条の震災時の避難場所・避難経路に定める通り。
・上記避難場所への避難が困難な場合には、一時避難場所として本施設〇棟の2階へ避難する。
- (2)避難誘導方法
・施設外の避難場所へ誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について予め説明する。
・避難する際は、原則として車両等を使用せず徒歩とする...等

5. 避難の確保を図るための施設を追加(手引き P20参照)

洪水予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材を記載する。 ※自衛消防組織の装備または震災時等に備えた資機材等の記述がある場合、その他不足する資器材を追記することよい。

(洪水に備えての準備品)

第〇条 第〇条の震災に係る準備品に加えて、洪水に備え次の品目を常に使用または持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

不足分を追加

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿(従業員、利用者等)、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料 施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具

6. 洪水時に係る教育・訓練の項目を追加(手引き P21参照)

従業員への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追加する。 ※実情に応じ、各施設の判断で消防計画上実施している教育・訓練をもって代えることができる。

(洪水対策に係る教育及び訓練)

第〇条 施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

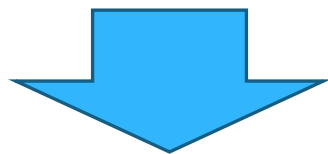
項目を追加

	予定実施月	内容
全従業員	〇〇月	(1)洪水予報等及び洪水時の避難に係る研修
新入社員	その都度	(2)情報収集・伝達に係る訓練
自衛水防組織	〇〇月	(3)避難誘導に係る訓練

手引き(別冊)より

今後の流れ

国直轄の一級河川は要配慮者利用施設の指定が終わっており、県の担当部局より市町村担当部局に通知されている。市町村担当部局は地域防災計画に要配慮者利用施設として位置付けを行うことになる。



要配慮者利用施設に自校が指定されたら

避難確保計画を作成し、市町村担当部局に提出

避難訓練の実施

今後3年を目途に

※今後、県が管理している河川の調査が行われ、随時指定されることになっている。

作成する際に、役立つウェブサイトについて

○避難確保計画作成の手引き(水防法)

- 計画作成の手引き別冊
- 計画作成のひな形
- 既存の計画への追記による避難確保計画の作成

国土交通省のウェブページ内にあります。

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

ハザードマップ



この地図の作成に当たっては、国土庁関係の承認を経て、同庁発行の基礎地図情報を利用した。
(承認番号 平20情使、第1510号)



2 土砂災害防止法の改正に伴う、学校の対応等について

全国の土砂災害発生状況

7月18日 13:00時点

土砂災害発生件数
(7月2日以降を集計)

(都道府県報告)

1道2府28県 **930件**

土石流等：296件

地すべり：42件

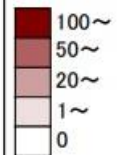
がけ崩れ：592件

【被害状況】

■ 人的被害	■ 人家被害
死者 100名	全壊 41戸
行方不明者 0名	半壊 39戸
負傷者 21名	一部損壊 124戸



凡例
発生件数



全国で頻発する災害

広島土砂災害
平成26年8月20日



- 土砂災害発生件数:166件
- 人的被害:死者 74名
- 家屋被害:全壊133戸、半壊122戸

要配慮者利用施設での被災事例

平成10年8月27日の集中豪雨により、福島県白河郡西郷村の芝原沢で土石流が発生。社会福祉施設が被災し、死者5名、負傷者1名の被害が発生。



土砂災害の種類

がけ崩れ

急傾斜地において、大雨や長雨などにより雨水が地面にしみこみ、緩んだ“がけ”が突然崩れ落ちる。



土石流

山や谷(溪流)の土、石、木などが、大雨や長雨等により水と一緒になって、すごい勢いで流れてくる。



地すべり

斜面の土塊が地下水などの影響により、すべり面に沿ってゆっくりと斜面下方へ動き出す。



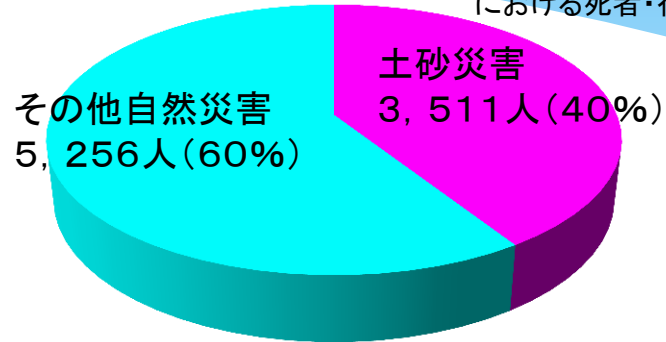
人命を奪う土砂災害

自然災害による死者・行方不明者のうち、土砂災害に占める割合が高い。
土砂災害による死者・行方不明者のうち、災害時要配慮者が約6割を占める。

■自然災害による死者・行方不明者数

昭和42年～平成25年

(阪神・淡路大震災・東日本大震災
における死者・行方不明者を除く)



※各年の死者・行方不明者のうち、全自然災害については防災白書
(平成26年版)による。土砂災害については国土交通省砂防部調べ

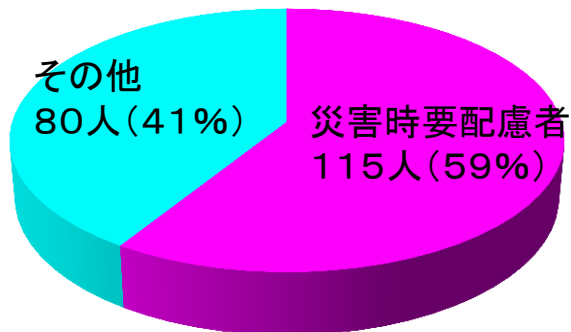


しらかわ はのきだいら

福島県白河市葉ノ木平
平成23年3月11日発生 **死者13名**

■土砂災害による死者・行方不明者数のうち災害時要配慮者の割合

平成21年～平成25年



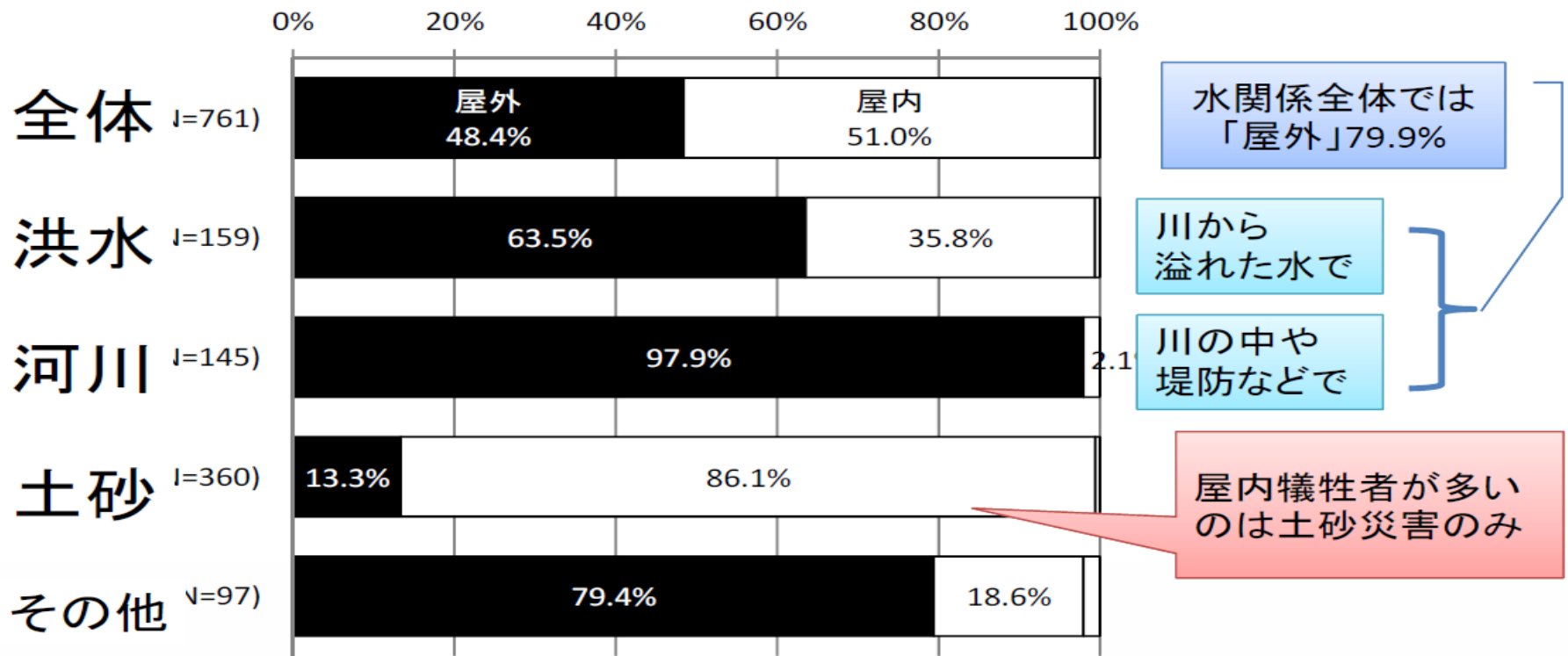
※国土交通省砂防部調べ



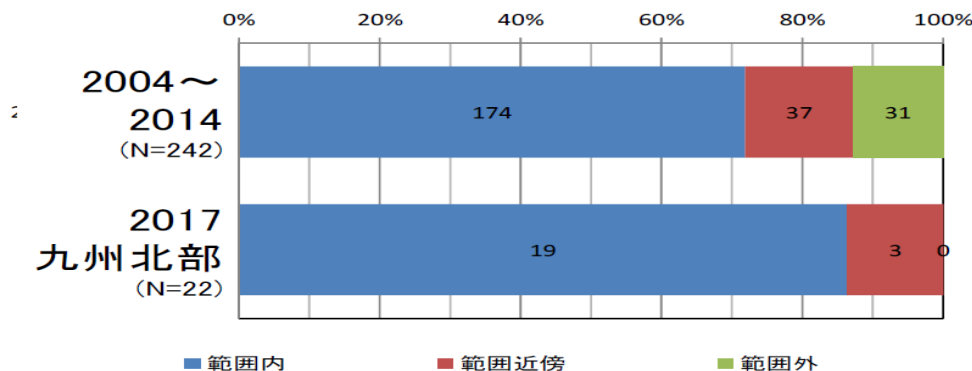
ほうふ

山口県防府市
平成21年7月発生 **死者7名(災害時要配慮者)**

原因・遭難場所別の犠牲者数(2004-2016)



「土砂」犠牲者発生場所と土砂災害危険箇所の関係



※危険な場所から安全な場所へ移動することが基本
(立退き避難)

土砂災害の特徴と避難行動

土砂災害

がけ崩れ

土石流

地すべり



長野県岡谷市湊3丁目(土石流)

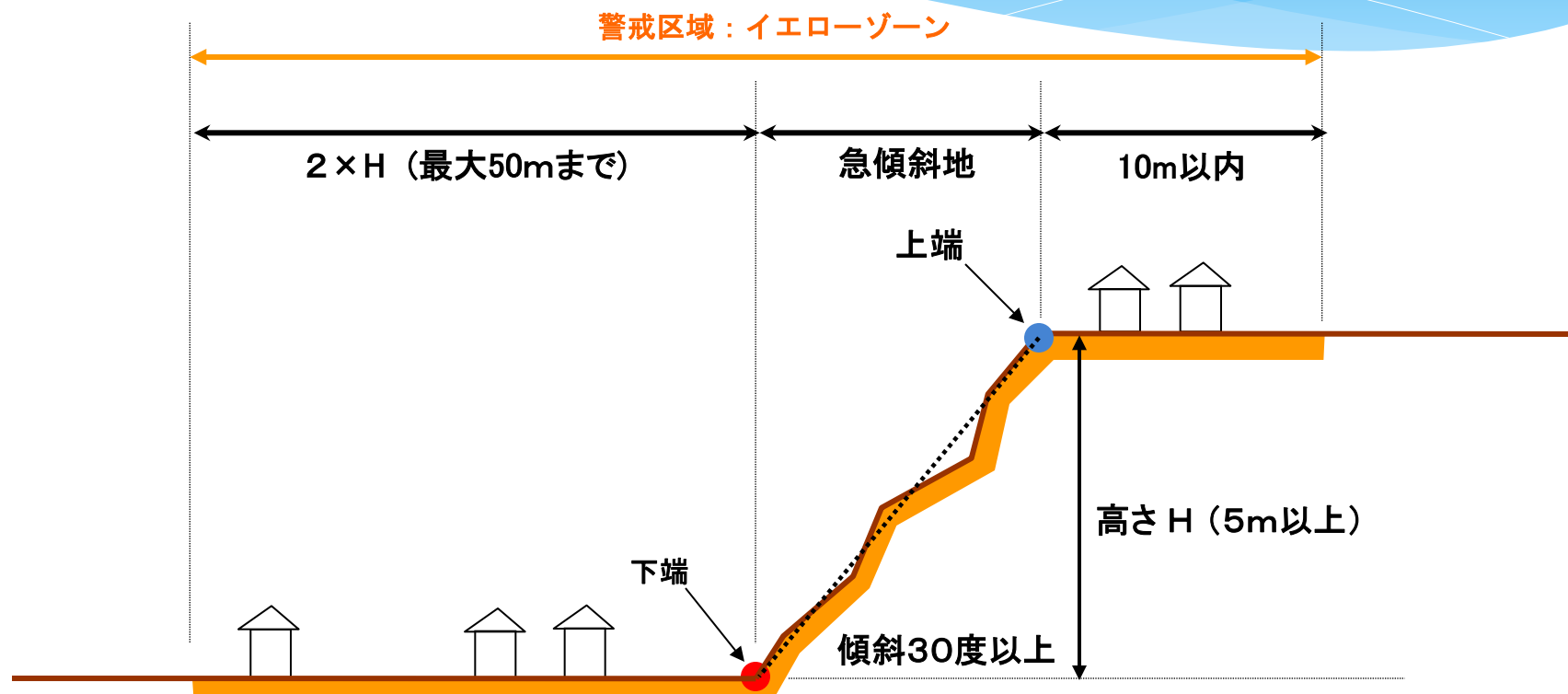
災害の特徴

- 局所的**に被害が発生
- 降雨を起因として発生し、**突発的**に被害が発生
- 土砂と石礫が高速で移動するため、**家屋の破壊**を生じ、**人的被害**が発生しやすい
- 斜面があれば**どこでも**起こる可能性がある
- 地形そのものが変化

避難行動に関する特徴

- 目視による確認が比較的困難であるため、**危険性を認識しにくい**
- 降雨や地形、地質等の複数の要因が影響するため、**精度の高い発生予測が困難**

■急傾斜地の区域設定（警戒区域：イエローゾーン）

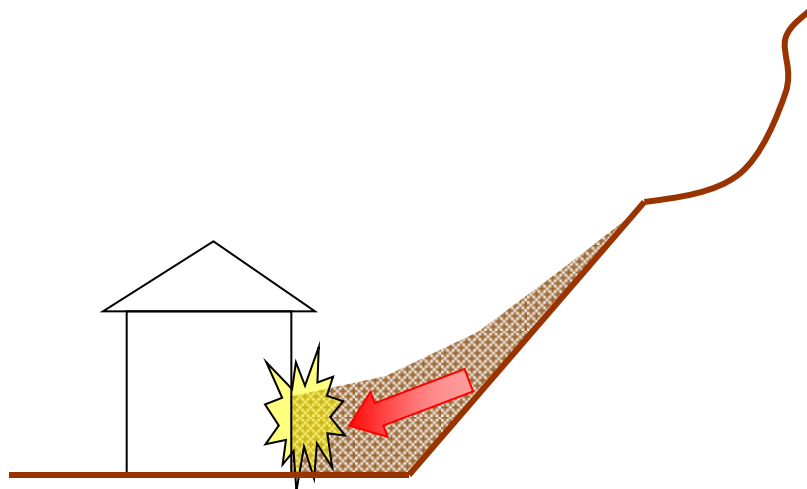


警戒区域：イエローゾーン

- ・下端から「2H」の距離（最大50mまで）
- ・急傾斜地（斜面）
- ・上端から10m以内

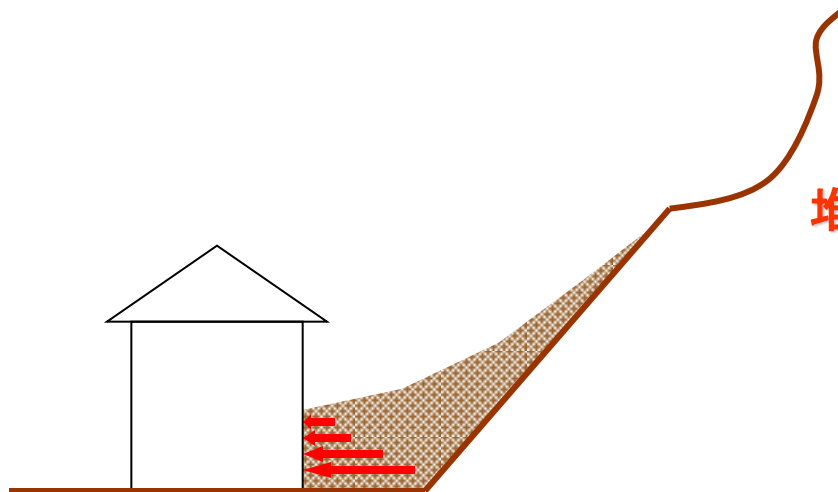
■急傾斜地の区域設定（特別警戒区域: レットゾーン）

「移動による力」と「堆積による力」を算出



移動による力

崩壊により生じた土石等が
建築物に衝突する時の力

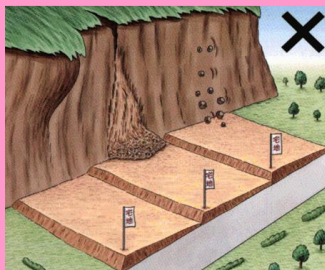


堆積による力

崩壊により生じた土石等が
斜面と建築物の間に堆積し
て作用する土圧の力

土砂災害警戒区域・特別警戒区域

特別警戒区域：建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域



特定の開発行為に
対する制限

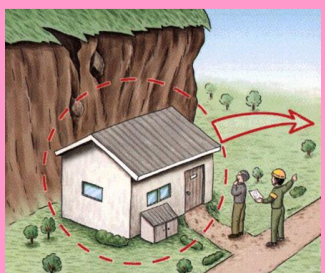


建築物の構造規制



特別警戒区域

警戒区域



建築物の移転勧告



警戒避難体制の整備

確認方法① ～熊本県土砂災害情報マップ～

熊本県防災情報 ホームページ

緊急災害情報

熊本県
統合型防災情報システム

被害情報

クリック

阿蘇火山
西火口規制情報
<リンク>

県内の危険箇所

防災計画

防災の知識

熊本県防災情報
ホームページ

県内の危険箇所

危険箇所調査ファイルのダウンロード

- [担当課名から検索](#)
- [危険種別から検索](#)
- [表の種類から検索](#)

熊本県危険箇所マップの閲覧

- [熊本県土砂災害情報マップ](#)
- [熊本県山地災害危険箇所マップ](#)

クリック

熊本県

土砂災害
情報マップ



土砂災害危険箇所マップ

土石流危険渓流
急傾斜地崩壊危険箇所
地すべり危険箇所

> 土砂災害危険箇所マップ



土砂災害警戒区域・
特別警戒区域マップ

土砂災害防止法に基づき調査し
指定している区域

> 土砂災害警戒区域・
特別警戒区域マップ

土砂災害情報マップ

マップ選択 表示地 情報検索 縮尺設定・印刷 ヘルプ

表示中の市町村: 熊本県全域

表示する市町村の指定:

表示 現在地

凡例

マップの選択

表示地域

表示する市町村の指定

市町村を選択してください

表示

地名検索

文字を入力して検索します

検索

情報検索

縮尺設定・印刷

凡例

基礎調査予定箇所

- 流下方向
土石流  溪流流域
- 急傾斜地  がけの範囲
- 地すべり  地すべりの範囲

土砂災害警戒区域・特別警戒区域

- 特別警戒区域・土石流
- 特別警戒区域・地すべり
- 特別警戒区域・急傾斜地の崩壊
- 警戒区域・土石流
- 警戒区域・地すべり
- 警戒区域・急傾斜地の崩壊

土砂災害警戒区域・特別警戒区域(指定予定)

- 特別警戒区域・土石流
(指定予定)
- 特別警戒区域・地すべり
(指定予定)
- 特別警戒区域・急傾斜地の崩壊
(指定予定)
- 警戒区域・土石流
(指定予定)

マップの選択

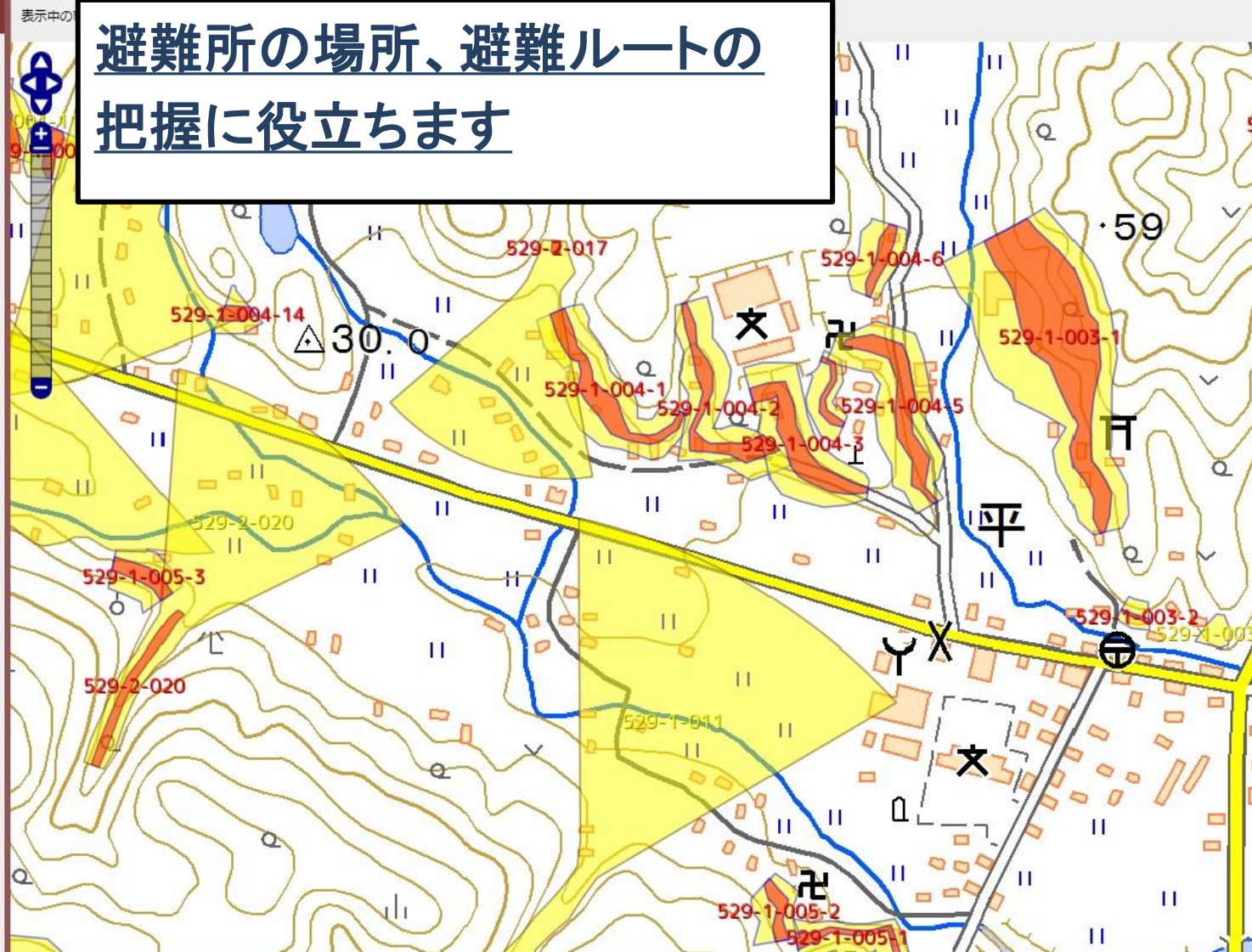
表示地域

情報検索

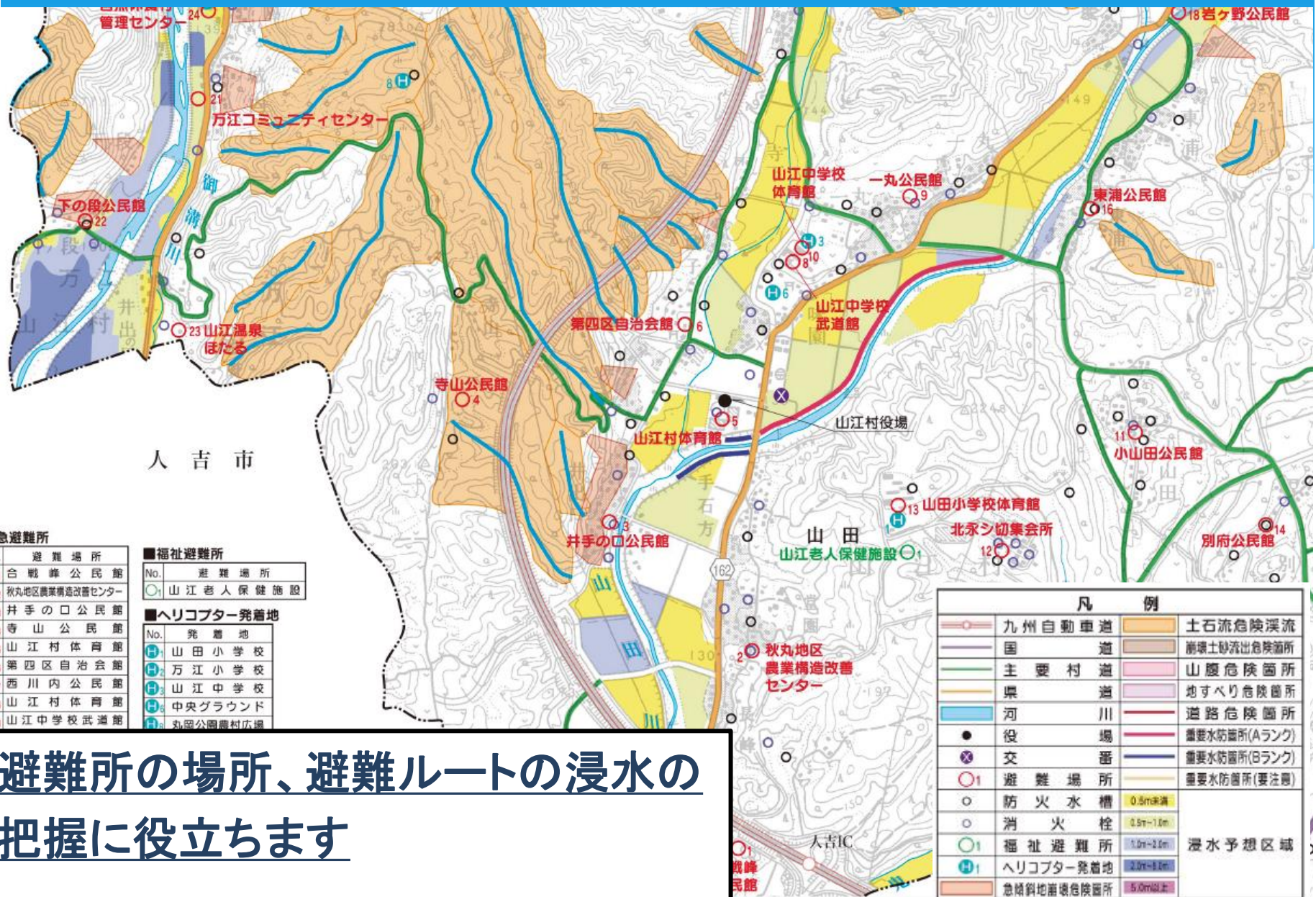
簡易メモ

縮尺設定・印刷

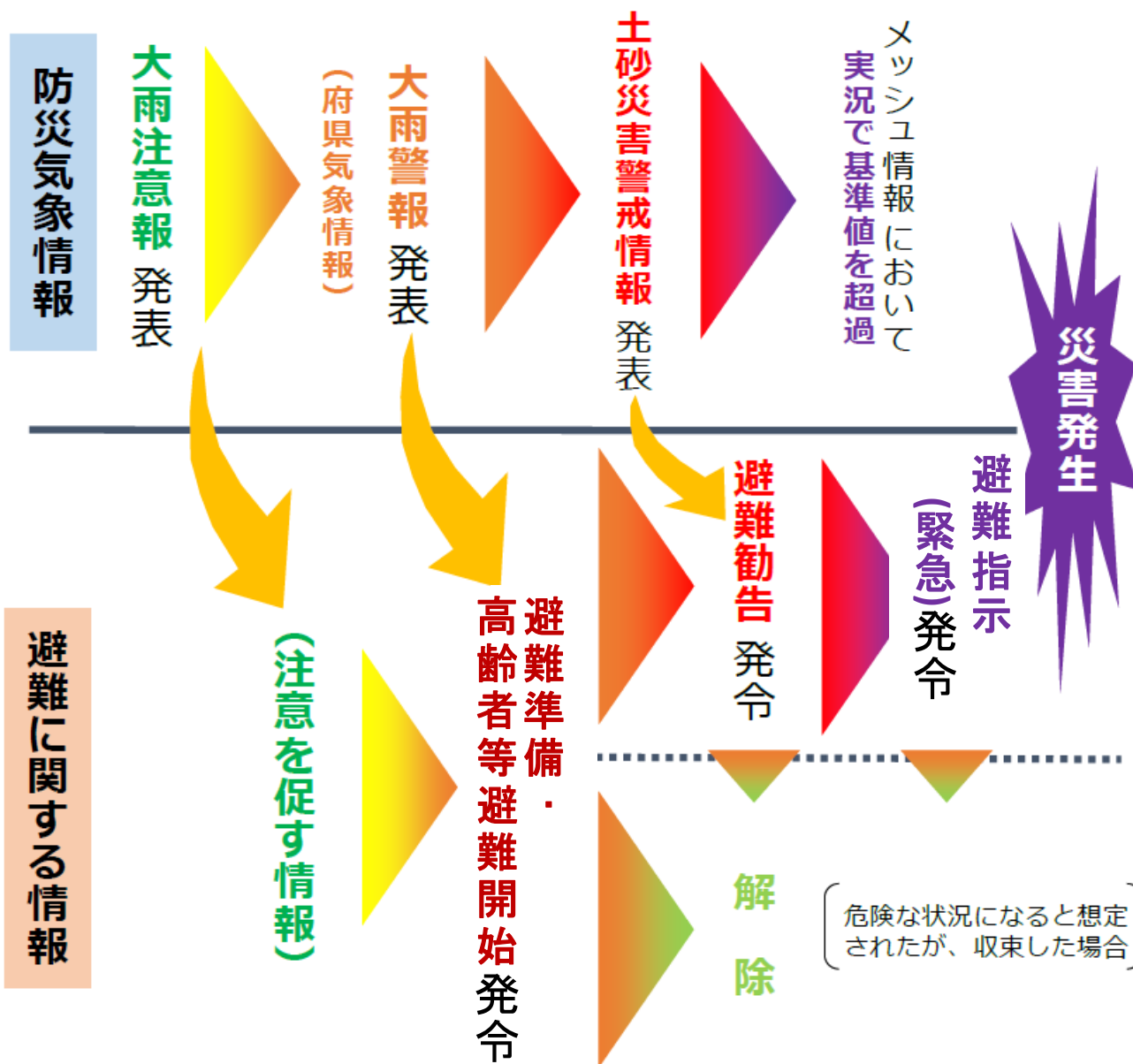
避難所の場所、避難ルートの把握に役立ちます



確認方法③ ～防災マップ（ハザードマップ）～



気象警報等と避難勧告等の発表のタイミング



ポイント

夜間にかけての豪雨

夜間にかけて豪雨が継続すると想定される場合等は、明るい時間帯から早めに避難準備情報を発令（予防的避難）

発 令

必ずしも避難準備情報から避難勧告・指示に段階的に上がるわけではない。
はじめから避難指示が発令されるケースや避難準備情報の発令のみで終わる場合もある。

解 除

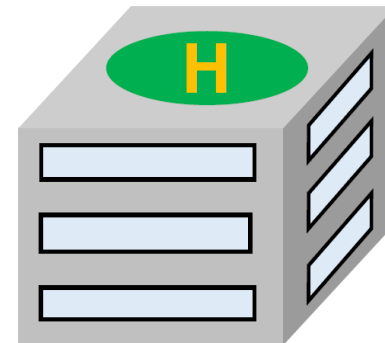
土砂災害は降雨が終わった後も発生するため、今後の気象情報や関係機関からの助言をもとに総合的に判断し解除する。

外出の危険度に応じた避難場所

ここへの早めの避難が原則

○「指定緊急避難場所」(※市町村が指定)

- ・災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所
- ・土砂災害、洪水等のハザード別に異なることに注意



大雨等により指定緊急避難場所までの移動が危険な状況では

○「緊急的な待避場所」

- ・自らの判断で「近隣の堅牢な建物」(近隣の鉄筋コンクリート造の建物等)に緊急的に避難することもあり得る
- ・そのため平時から適切な待避場所を確保しておくことが必要



近隣の鉄筋コンクリート造の建物

外出すら危険な状況では

○「屋内における安全確保」(垂直避難)

- ・自宅内の上層階で山からできるだけ離れた部屋等に移動



総合的な土砂災害対策の推進について(報告)参考資料(中央防災会議 総合的な土砂災害検討ワーキンググループ:平成27年6月)

URL: <http://www.bousai.go.jp/fusuigai/dosyaworking/index.html>

防災情報の入手 ～県ホームページからのアクセス～



くまモンモードに変更

背景色変更 A A A

文字色

●熊本県ホームページ

<http://www.pref.kumamoto.jp/Default.aspx>

「フレフレくまもと！」動画を公開しました！

皆様からいただいた御支援に感謝の気持ちを伝えるとともに、震災の記憶を風化させることなく、未来へ進む県民の意気込みを表現した動画です。ぜひ、ご覧ください。

熊本県防災情報 ホームページ

[サイトマップ](#)

緊急災害情報

(4月14日)平成28年(2016年)熊本地震対応中！

熊本県 統合型防災情報システム

県内の雨量、水位等をリアルタイムで提供

阿蘇火山
西火口規制情報
<リンク>

県内の危険箇所

防災計画

防災の知識

熊本の災害特性

被害情報

NEW (2017年2月1日)積雪・凍結に伴う道路情報(H29.2.1-17時00分現在)

NEW (2017年1月8日)災害に伴う道路情報(H29.1.20-21時10分現在)

[過去への被害情報を見る](#)

クリック②

(2016年07月10日)熊本県防災情報メールサービスの登録(変更設定)画面へアクセスできない場合の対処方法について

[過去のお知らせを見る](#)

[ライフライン情報 <リンク>](#)

[交通規制情報 <リンク>](#)

●熊本県防災情報ホームページ

<http://cyber.pref.kumamoto.jp/bousai/>

九州地方道路情報提供システム
[国土交通省九州地方整備局]

防災情報の入手 ～県ホームページからのアクセス～

熊本県 統合型防災情報システム

【熊本市】 注意報発表中 【

クリック③

メニュー



現在の状況

統計情報

●統合型防災情報システム

<http://www.bousai.pref.kumamoto.jp/DspTop.exe?1486457296>

【阿蘇山火山情報関係】

降灰に関する情報は [こちら](#)

【機器故障等のため配信停止中】

①雨量・土砂災害危険度情報

：大野、外園、宮野河内、勤馬喜、天水、苓北

②海岸情報：永尾海岸、八代港(波高のみ)

鬼池港、高浜港(潮位のみ)

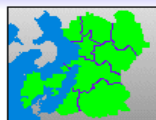
③水位計：泗水水位、上久具橋水位、山室橋水位、天満橋水位

④河川カメラ：龍田陣内4丁目(白川)

熊本県 統合型 防災情報システム

警戒情報 (河川水位, 潮位, 土砂災害)

ガイド地図



地域: 全県

観測時刻: 2017年02月07日 17時43分

レーダー

02月0

凡例

警戒情報

土砂災害警戒情報

土砂災害危険度 危険

はん蓋危険 水位

警戒 潮位

土砂災害危険度 警戒2

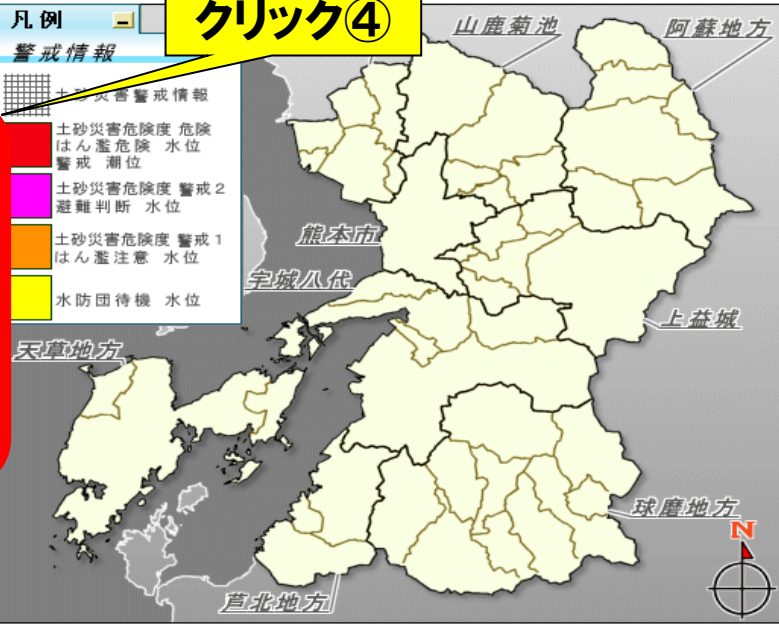
避難判断 水位

土砂災害危険度 警戒1

はん蓋注意 水位

水防団待機 水位

クリック④



警戒情報

気象情報

雨量情報

土砂災害危険度情報

河川水位情報

海岸・風向風速情報

流域平均雨量情報

ダム情報

河川カメラ情報

統計情報

河川洪水予報

リンク集

用語集

カスタマイズ

トップ画面へ

◇ 問い合わせ先 ◇

熊本県 危機管理防災課、河川課

096-333-2118・096-333-2511

FAX 096-383-1503・096-382-3277

メールアドレス kikibosai@pref.kumamoto.jp

携帯の方はこちら



◇ リンクについて ◇

県防災情報メールサービスに登録を！



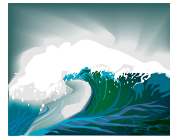
気象注意報・警報

土砂災害警戒情報

竜巻注意情報



地震情報



津波情報



火山噴火警報（阿蘇山）



河川水位超過情報

水防警報（防災関係のみ）

entry@anshin.pref.kumamoto.jpに
空メールを送信して登録！



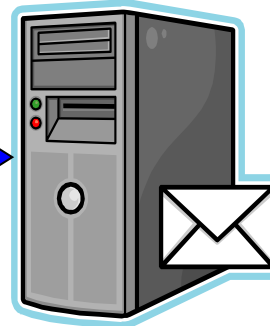
自動配信



任意（手動）配信



防災情報メールサービス（システム）



- 避難勧告情報等
- 防災などに関する情報
- 国民保護に関する情報

県民・防災関係者 など

- ・利用者は、事前登録が必要
- ・情報種別や地域を選択できます



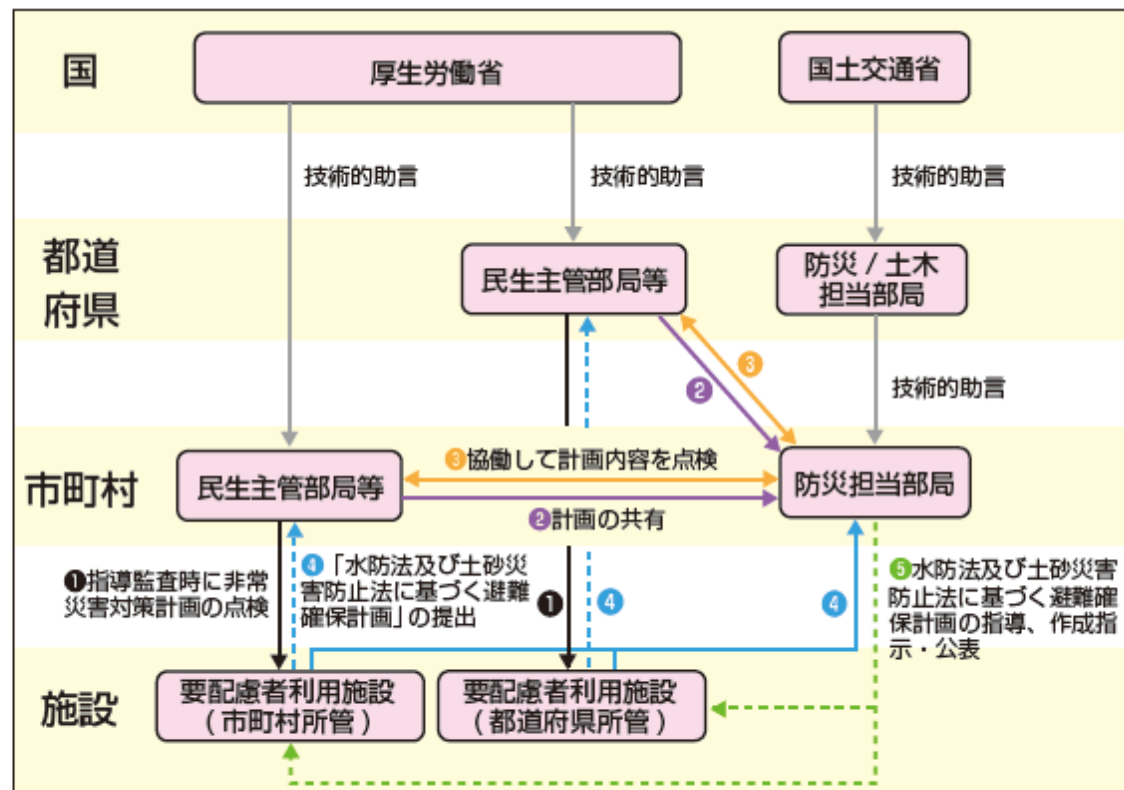
民生主管部局・教育部局等と土木部局の連携

避難計画チェックリスト

チェック対象施設名	チェック
計画の項目	
【ア】防災体制 〔水防法施行規則〕15	
避難所	
避難所	
避難所	
避難所	
避難所	
【イ】避難訓練 〔水防法施行規則〕15	
避難所	
避難所	
避難所	
【ウ】施設整備 〔水防法施行規則〕15	
避難所	
避難所	
避難所	
【エ】教育・訓練 〔水防法施行規則〕15	
避難所	
避難所	
【オ】自衛水防組 〔水防法施行規則〕15	
避難所	
避難所	
避難所	

※ 計画に記載されているか

地方公共団体向け
点検マニュアル



避難確保計画の点検の流れ

土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き

○要配慮者利用施設の管理者等の皆様が、避難確保計画作成の際の参考となるよう
「土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」を作成し、土砂災害防止法の改正にあわせて通知予定。

(主な内容)

1. 計画作成するにあたって知っておきたいこと

○土砂災害の種類と特徴

- ・土砂災害にはがけ崩れ、土石流、地すべりの3つがある
- ・土砂災害は予測が難しく、突発的に発生するため、人的被害が発生しやすい

○土砂災害に関する情報とその確認方法

- ・土砂災害警戒区域、土砂災害ハザードマップ、土砂災害警戒情報など

○土砂災害に対する避難の方法

- ・原則、立ち退き避難。外出が危険な場合は屋内の安全な場所へ

2. 避難確保計画に記載すべき事項

要配慮者利用施設で避難確保計画作成するために、下記の整理をして記載

○防災体制に関する事項

- ・職員の役割分担や連絡体制の確認
- ・気象・災害に関する情報の入手方法

○避難誘導に関する事項

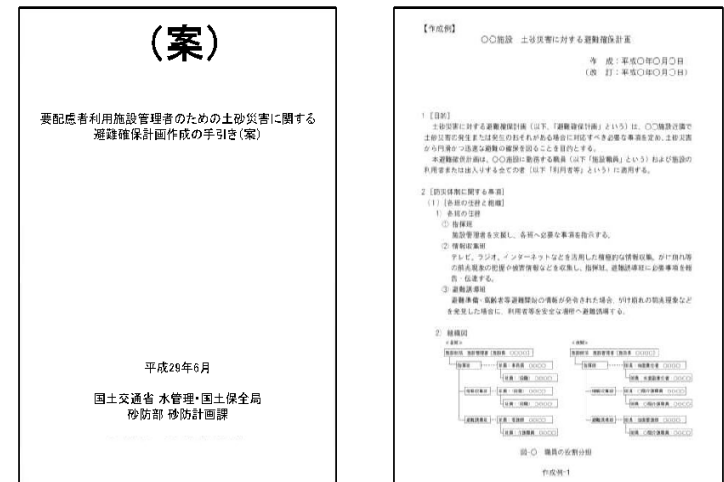
- ・避難行動に備えて事前に決めておくべき事項
- ・避難の実施方法

○避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

○防災教育及び訓練の実施に関する事項

3. 参考

○計画に記載すべき事項を整理した「作成例」、内容を確認するための「チェックリスト」、を参考資料として記載



避難確保計画の手引き

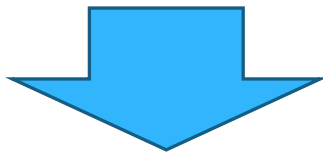
避難確保計画 作成例



施設内掲示用 避難確保計画イメージ

今後の流れ

市町村担当部局は地域防災計画に要配慮者利用施設として位置付けを行うことになる。



要配慮者利用施設に自校が指定されたら

避難確保計画を作成し、市町村担当部局に提出

避難訓練の実施

作成する際に、役立つウェブサイトについて

○要配慮者利用施設の避難確保計画作成の手引き等 NEW!

- 要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き(手引き、作成例、チェックリスト 平成29年6月)
- 【避難確保計画作成例wordファイル】(平成29年6月)

国土交通省のウェブページ内にあります。

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/doshasaigai_keikaihinan.html